公示第１８号
１９．１２．２１

徳島航空基地において使用するシール，塗装用外１６件の調達に係る契約希望者募集要項

標記につき契約を希望するものは、下記により資料等を提出してください。

（公募実施権者）
契約担当官
徳島航空基地隊徳島経理隊長

１　調達品目
徳島航空基地において使用するシール，塗装用外１６件
細部については別表のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。
(2)　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、海上自衛隊の定める売買契約一般条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。
(5)　平成１９・２０・２１年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」に係る防衛用装備品類の資格を有し、四国地域の参加資格を有する者。
(6)　納入後の不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能であること。
(7)　当該品目の製造に必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有すること。
(8)　当該部品の製造に関し、必要な次の体制を有する者であること。
ア　官側の指定する検査設備及び検査体制が整っていること。
イ　当該品目の製造図面を有していること。
ウ　当該品目の製造に対応した防衛省規格及びＩＳＯ規格等の品質管理体制が整っていること。

３　参加表明
応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。
(1)　資格審査結果通知書（写し）
(2)　会社の財政状況・経営成績を証する書類

４　技術資料の提出
(1)　過去３年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
(2)　次のいづれかの資料
ア　当該品目製造会社であることを証明できる資料
イ　当該品目製造会社との技術提携等が証明できる資料

ウ　当該品目製造会社から技術支援が得られるとともに、詳細図面及び取扱説明書等の関連図面を必要の都度提供が受けられることを証明できる資料

(1)　提出先

海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班
〒７７１－０２９２
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓３８
ＴＥＬ　０８８－６９９－５１１１　　内線３４４５
ＦＡＸ　０８８－６９９－５１１６

(2)　提出期間

平成１９年１２月２１日（金）～平成２０年1月１１日（金）

(3)　提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(4)　提出部数

参加表明書、技術資料共各２部

6　技術資料の審査

(1)　技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。

(2)　技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、協力しなければならない。

7　審査結果の通知

技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8　疑義の申立

(1)　審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊徳島航空基地隊徳島経理隊契約班

イ　時間：直接持参する場合は休日を除き、午前９時から午後５時までの間（ただし、正午から午後１時までの時間を除く。）

(2)　契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3)　疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

契約担当官は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9　応募にあたっての留意事項

応募者は、応募にあたり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

(1)　提出書類に虚偽の記載をしたものは、契約の相手方としない。

(2)　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

(3)　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

(4)　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5)　提出資料は原則として返却しないものとする。

(6)　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

(7)　提出資料に自社以外のものがある場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

8　応募者の義務

(1)　審査合格の通知を受けた場合には、海上自衛隊徳島航空基地入札心得を熟知の上、合理的な金額の入札・見積書を提出しなければならない。

(2)　審査合格の通知を受けた者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに申し出なければならない。

(3)　応募者で契約相手方とならなかった者は、官が貸し出した仕様書等を返却しなければならない。

(4)　応募者は官が貸し出した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第３者に開示・漏洩してはならない。

9　その他

(1)　審査合格者で著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者は、審査合格を取り消し契約相手方としない。

(2)　別表の対象部品等については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後、必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更がある場合がある。

(3)　提出書類は提出者に無断で他の目的に使用しない。

（記入例）

別紙様式

○○．○○．○○

契約担当官
徳島航空基地隊徳島経理隊長　殿

○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調　達　品　目　等	備　考
１８	徳島航空基地において使用するシール，塗装用外１６件 別表のとおり	

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　会社の財政状況・経営成績を証する書類
　　３　技術資料一式

別　表

番　号	品　　名	部品番号	数　量	備　　考
1	シール，塗装用	F11AC150－3	５０	
2	シール，塗装用	F11AC150－5	5	
3	シール，塗装用	F11AC150－15	２５	
4	シール，塗装用	F11AC150－25	5	
5	シール，塗装用	F11AC150－27	5	
6	シール，塗装用	F11AC150－29	5	
7	シール，塗装用	F11AC150－33	5	
8	シール，塗装用	F11AC150－35	１０	
9	シール，塗装用	F11AC150－37	5	
１０	シール，塗装用	F11AC150－47	5	
１１	シール，塗装用	F11AC150－48	5	
１２	シール，塗装用	F11AC150－49	5	
１３	シール，塗装用	F11AC150－50	5	
１４	シール，塗装用	F11AC150－61	5	
１５	シール，塗装用	F11AC150－71	5	
１６	シール，塗装用	F11AC150－81	5	
１７	シール，塗装用	F11AC150－91	5	